

# 平成28年度第1回野田市地域福祉計画審議会 次第

日 時 平成28年10月28日（金）  
午後1時30分から  
場 所 野田市保健センター3階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 地域福祉計画（第2次改訂版）事業の取組状況について

4 会議録等のホームページ掲載について

5 閉 会

**会長及び副会長の選出について**

**地域福祉計画（第2次改訂版）事業の取組状況について**

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1)あいさつ、声かけ運動の推進	地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は市民一人一人がお互いに関心を持ち、あいさつや言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、あいさつや声かけのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を「あいさつ、声かけ運動」強化月間としこの輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として運動を推進します。	・平成21年度までは次木自治会にて「あいさつ、声かけ運動」や、市役所での懸垂幕設置等を行っていましたが、それ以降は、地区社協や自治会への働きかけは実施していませんでした。	・一部の自治会での実施であったことから、全自治会及び全地区社協、その他あらゆる団体に再度、働きかけを実施し、更には各学校などにも主旨を説明し、いかに野田市全体にあいさつの輪を広げていくかが課題と考えます。	・あいさつは、地域生活を円滑に進めるために大切なものであり、元気で明るい野田市を築く源と考えます。地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、「あいさつ、声かけ運動」の全市展開の実施に向け、次木自治会にて実施した内容を精査し、効果的な施策、手法について協議し、実施に向けて十分な検討を重ねてまいります。	生活支援課	1
	(2)地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解されることほとんど無いものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解促進を図ります。	・平成20年度までは地区社協の総会又はイベントなどの時を捕らえ、地域福祉計画とは何か、またこの計画には「皆が共に手を携えて希望の持てる街」を目指して取り組んでいることの説明をしておりますが、現在は、各地区社協に説明、また共働で説明等に取り組むことは行っていませんでした。	・平成20年度以降、地区社協との交流を含めた地域福祉計画の説明などを実施してこなかったことから、本計画の基本的な理念や、目標を共有し一丸となって地域福祉を進めるための、「きっかけづくり」に結びつけることができませんでした。今後は、地域福祉の施策の展開について理解の促進を図っていく重要であり、必要であると考えます。	・地区社会福祉協議会は、現在22地区あり、各地区社協のイベントや地区社協の代表者で実施する連絡会等の日程を確認、調整し、より多くの地域住民や各団体へどのような方法で周知や、意見交換をすれば、より分かり易く、本計画の趣旨について理解が得られるかまた、本計画の果たす意味及び重要性を各地域社会福祉協議会と共に、その地域住民の方々に対して周知活動や意見交換を展開できるよう、今期計画期間中の実施に向けて検討してまいります。	生活支援課	2
	(3)情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、狭いスペースや、専門用語などから、分かりにくい場合があります。市民のだれもが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるよう行事名の付け方を検討していきます。	・これまで、だれもが読みやすく理解できるような提供方法や、事業実施や行事の際に参加意欲の起こるよう行事名の付け方について、関係各課への依頼等は行っていませんでした。	・市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、保健福祉以外の情報を発信する課においても共通認識をもつ必要があります。	・市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。だれもが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起こるようするには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、秘書広報課と協議し全庁的に推進するために協議してまいります。	生活支援課	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1)ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりに努めてまいります。そのためには、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「福祉のだ」やホームページで情報提供や周知を行い、更にボランティア活動の相談・斡旋を促進するため、休日相談(奇数月最終土曜日)を実施し、市内商業施設についても広報活動(相談・斡旋を含む)を行います。	【ボランティア通信の配置】 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 【ボランティア情報の掲示】 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 【ボランティア広報活動】(年2回) 社会福祉協議会(ボランティアセンター)では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動(相談・斡旋を含む。)を行いました。また、社会福祉協議会の広報紙「福祉のだ」やホームページ等でボランティア情報を周知しました。	・ボランティア活動に参加できない理由として、「情報がない・少ない」「参加方法がわからない」などの意見が寄せられていることに対して、ボランティア通信の発行、市内商業施設における広報活動及びホームページ等を活用して、引き続き未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりに努めました。が、ボランティアに関する情報の提供や周知方法等に不足があったと考えます。	現在まで不足していた対策につきまして、今後、更に強化してまいりたいと考えます。 【ボランティア通信の配置】 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 【ボランティア情報の掲示】 ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用したボランティア情報の提供を行います。 【ボランティア広報活動】 ・市内商業施設における広報活動を行います。(相談・斡旋を含む。) ・広報紙「福祉のだ」やホームページ等でボランティア情報の周知を図ります。	社会福祉協議会 生活支援課	4

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(2) ボランティアの育成	<p>ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれているが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われています。その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協の会長及び事務局長からの意見を参考とし、地域の実情も考慮しながら、ボランティア育成の方策について社会福祉協議会と協議して行政の組織的な支援体制を整備します。</p>	<p>・ボランティア育成のためのボランティアコーディネーター2名を配置し、ボランティアの育成と連携を図るため、コーディネイト業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事しています。</p> <p>・野田市からの補助金 1,800,000円</p> <p>・職員体制:2人</p> <p>・勤務時間:8時30分から17時15分 土日休</p> <p>・ボランティアセンター登録状況 99団体(1,974人) 個人246人</p> <p>・主な登録団体 点訳、朗読グループ、給食サービス、その他障がい者の支援団体</p> <p>【ボランティアセンター活動内容】</p> <p>・ボランティアに関する相談・斡旋 ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談(432件) 斡旋(318件)</p> <p>・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座</p> <p>・福祉教材・機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出をしています。</p> <p>・情報提供 広報紙、掲示板などによるボランティア情報の提供、ボランティア通信の発行</p>	<p>ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は毎年多数生まれ、ボランティアセンター登録団体や個人についても多数登録されていますが、その方たちの活躍する場やその環境が整っていないため、スムーズにボランティア活動に参加できない現状があります。</p>	<p>【平成28年度取組予定】</p> <p>ボランティアの活用方法について、課題となる活躍の場やその環境の整備また、情報提供方法について、社会福祉協議会と協議を重ね、対応方法を検討してまいります。</p> <p>また、今後もボランティア育成のためのボランティアコーディネーター2名を配置し、ボランティアの育成と連携を図るため、継続してコーディネイト業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。</p> <p>・野田市からの補助金 1,800,000円</p> <p>・職員体制:2人</p> <p>・勤務時間:8時30分から17時15分 土日休</p> <p>【ボランティアセンターの活動状況】</p> <p>・ボランティアに関する相談・斡旋 ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談 斡旋</p> <p>・ボランティアの養成 各種ボランティア養成講座の開催 夏休みボランティア体験講座</p> <p>・福祉教材・機材の貸出 関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出</p> <p>・情報提供 広報紙、掲示板などによるボランティア情報の提供について、今まで以上に工夫をこらし、見る方に分かりやすくまた、興味を持っていただけるような内容、表現方法を用いて、情報を発信していきます。併せて、ボランティア通信は奇数月に2,000部発行し各公民館や小・中学校、支所、郵便局等に配布していますが、継続し実施してまいります。</p>	生活支援課	5
	(3) ボランティア活動の強化	<p>種々の事業における稼働評価を向上すべく、課題等に対する検討や対策に随時対応できるよう努め、一層の機能強化を図っていくこと、また、広く市民活動団体を支援対象としていることを明確にして利用促進を図るため、名称を市民活動支援センターに変更し、機能強化を図ります。</p>	<p>・平成27年4月1日から、広く市民活動団体を支援対象としていることを明確にして利用促進を図るため、名称を「野田市NPO・ボランティアサポートセンター」から「野田市市民活動支援センター」に変更した。</p> <p>・市のホームページに市民活動支援センターのページを作成し、センターの利用案内や登録団体の紹介等を掲載し、情報発信をした。</p> <p>・平成28年4月1日から、センター長を配置するとともに、水曜日にもコーディネーターを在席させ、センター機能の強化とサービス向上を図ることとした。</p> <p>・市民活動支援センター内の「フリースペース」を更に多くの団体が利用できるよう、予約制を導入するための検討を進め、平成28年度から導入することとした。</p> <p>・市役所8階旧レストラン会議室を市民活動支援センターに登録したNPO法人、ボランティア団体が、更に利用できるよう予約制度の見直しを実施する。</p>	<p>・さらに、市民活動団体の支援・サービスの向上を図るため、市民活動団体の組織づくりや資金調達等の支援の検討が必要。</p>	<p>【平成28年度取組予定】</p> <p>・センター長を配置し、またコーディネーターを水曜日にも在席させ、センター機能の強化とサービス向上を図った。</p> <p>・市民活動支援センター内の「フリースペース」を更に多くの団体が利用できるよう、予約制を導入した。</p> <p>・8階レストランの閉店に伴い、これまで営業時間外(平日15:30～19:30、休日9:00～19:30)を登録市民活動団体の活動場所として使用していたものを、事務室等に使用するまでの当面の暫定使用として、使用時間を全日(土、日、祝を含める)8:30～19:30に拡充し、引き続き使用できるよう、8月18日から新たな予約制度を開始した。</p> <p>・市民活動団体をさらに育成・支援するため、「市民活動団体助成金講座」や「パソコン講座」、「県出前講座」等を実施した。</p> <p>・市民活動について市民に周知するため、また団体間の交流を目的として「市民活動元気アップふえすた」を開催予定(2/12)</p>	市民生活課	6

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(4)学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。地域活動においても地区社協の取組の中で、児童・生徒が交流の場に参加できるよう機会あるごとに要請していくこととし、今後とも福祉教育を積極的に推進します。	①市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組んでいます。 ②障がい者とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を高めるため、市内小中学校の児童生徒が「おひさまといっしょに」に参加しました。 ・平成27年度 岩木小学校、木間ヶ瀬中学校  ・夏休みボランティア体験講座 中央の杜での自然観察・エコ体験や総合福祉会館での手話・要約筆記体験を実施しました。 ・車いす・目かくし歩行体験 市内11小学校にて実施 ・ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一歩を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。	①市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、手話の学習等を実施することで、障がい者に関する理解を深めることができました。 ②「おひさまといっしょに」の会場が市内小学校から関宿体育館に変更されたことにより、これまで参加は会場校のみであったものが、それ以外の学校でも参加可能となりました。  若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、今まで以上に夏休みボランティア体験講座等の参加促進に努める必要があります。	小中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組みます。また、ボランティアサークルの協力を得て、車いす体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めます。  【平成28年度取組予定】 ・夏休みボランティア体験 『すてきな音色で笑顔を「ハーモニカ演奏ボランティア」体験コース』、『きれいな花で交流を「生け花ボランティア」体験コース』の開催。 ・車いす・目かくし歩行体験 市内小学校にて実施 ・ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりを目的にガイドブック「はじめの一歩を応援します」を市内の中学校を卒業する生徒に配布し、ボランティア活動の普及に努めます。	指導課 社会福祉協議会	7
保健福祉推進のための『ネットワークづくり』	(1)地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携を図ります。	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供を行うとともに、地区社会福祉協議会活動を支援しました。 ・平成27年6月30日 「野田市避難行動要支援者支援制度について」(介護保険課による説明会) ・平成28年3月2日 「キャラバン隊『まめっ娘』による公演(障がい者等の疑似体験)」	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供に努めました。今後は地区社会福祉協議会の活動をより充実させるための活動内容のテーマについて検討する必要があります。	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供を行うとともに、活動内容のテーマを検討し、地区社会福祉協議会活動が更に充実するよう支援します。  【平成28年度取組予定】 ・市外研修(7/21):群馬県社会福祉総合センター 点字器具、福祉用具の見学	社会福祉協議会 生活支援課	8
	(2)地域のふれあいの場づくり(ふれあいサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいサロン」事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応しました。障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行いました。 ◆岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業 ・1年生との交流会4回(7月) ・6年生との交流会2回(9月) ・3年生との交流会4回(10月) ・4年生との交流会6回(11月)  各地区社会福祉協議会において、「ふれあいサロン」等を実施しました。 また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。  ・障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進しました。 第36回野田市障がい者釣大会 開催日:6月6日(土) 場所:旧関宿クリーンセンター調整池 参加者数:障がい者等80人 第40回おひさまといっしょに 開催日:6月20日(土) 場所:関宿総合公園体育館 参加者数:障がい者等約1,000人  ・保育所では、高齢者との伝承遊びや園芸菜園の耕作等を年間行事に取り入れて、交流に努めています。 【交流実績】公立保育所(10施設)では、年2~10回実施しており(清水保育所は8月を除いて毎月実施)、延べ41回実施しました。	小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流が活発に行われました。  各地区社会福祉協議会において、「ふれあいサロン」等を実施しました。 また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。  ・障がいについての正しい理解と認識が向上する良い機会となっている。また、障がい者釣大会は子ども釣り大会と合同で実施しており、子どもたちとの交流が図られることから、引き続き、実施していく必要があります。	【平成28年度取組予定】 小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行う予定となっています。 ◆岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業 ・1年生との交流会4回(6月) ・3年生との交流会4回(7月) ・4年生との交流会4回(9月) ・6年生との交流会3回(10月) ・2年生との交流会5回(11月) ・5年生との交流会4回(12月)  高齢者、子ども、障がい者等のふれあいの機会を引き続き実施していく必要があります。  ・引き続き、障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進します。 第37回野田市障がい者釣大会 開催日:6月4日(土) 場所:旧関宿クリーンセンター調整池 参加者数:障がい者等75人 第41回おひさまといっしょに 開催日:6月18日(土) 場所:関宿総合公園体育館 参加者数:障がい者等約1,000人  ・引き続き、いきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し、伝承遊び、園芸菜園の耕作などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深めます。	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	9

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みを充実させる必要があることから、その仕組みの一つである地域自治組織について、自主防災組織の設立や訓練などの活動支援を行い組織の設立強化を図っていきます。	<p>・市と自治会連合会が連携し、自治会長研修会や研修用DVDとプロジェクターの貸出し等を行うほか、新たに自治会加入促進リーフレットを作成し、自治会を通じて未加入世帯への啓発、市民課・出張所・支所の窓口において転入者等へ配布し加入促進を行いました。</p> <p>・自治会連合会を単位とする防犯組合の支部において、防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、自主的な防犯活動の支援を行いました。</p> <p>自主防災組織設立時の資機材補助金、設立後4年を経過した自主防災組織への資機材補助金、防災訓練実施の活動補助金の拡充を行ないました。</p>	<p>・地域コミュニティの核として自治会の意義を積極的に啓発するため、加入促進リーフレットを作成し加入促進に取り組んでいる。現時点では加入率の向上には至っていないが、自治会においてリーフレットの活用により活動内容が分かりやすく啓発できるようになった。</p> <p>自治会会員の高齢化等により自治会役員の確保が難しい状況があり、自治会の活性化策が必要となっています。</p> <p>・地域の防犯力の向上や地域内の住民の結びつきを強化するため、継続した防犯活動を行う必要があります。</p> <p>自主防災組織への活動に対して拡充策を行った結果、新たに16団体が設立され、201組織、組織率49.9%となりました。今後も自主防災組織未設立の自治会等の組織化を促進し、地域防災力の向上を図っていく必要があります。</p>	<p>・防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、引き続き防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。</p> <p>新たに自主防災組織を設立する自治会や自主防災組織に対し、引き続き、自主防災組織への資機材等の補助金や防災活動に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>・引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に必要な支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに具多的な自治会活動の活性化策を検討・実施し自治会の強化を図ります。</p>	市民生活課 防災安全課	10
	(4)行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進の資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。	<p>・新規採用職員研修時において、「市民の地域活動について」、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。</p>	<p>入庁時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。</p> <p>なお、夏の踊り七夕などには市外在住の職員も含め積極的に参加をしております。</p>	<p>・今後も「市民の地域活動について」、「地域貢献～消防団の取組について～」のカリキュラムを職員研修にて実施をして参ります。</p>	人事課	11
総合的・横断的なサービスの充実	(1)高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	<p>・「野田市市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。</p> <p>高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。</p> <p>利用状況 [27年度実績](平成28年3月末現在) ・相談件数 4件(ひとり親等世帯1、DV被害女性1、その他2) ・申請件数 1件 入居保証0 情報提供1</p>	<p>・保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり確保できない場合は契約が難しいなどの問題があります。</p>	<p>・今後、民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。</p>	営繕課	12
	(2)地域での孤立死等への対策	高齢者や障がい者等、様々なケースの孤立している方に対して、自治会や民間業者等の協力を得て、さりげなく見守ることで、安心して暮らせるまちと実感できるよう適切な支援につなげます。	<p>・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死につながりやすい人を見つける手がかりや人のかかわりあいを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の家族の異変を発見した場合に適切な支援につなげることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を進めました。</p> <p>○協定書締結状況 民間19社(平成27年度現在) (新聞販売店12社・宅配会社3社・日本郵便株式会社他4社) ○情報提供1件</p>	<p>・孤立している方の実態や数を把握することは非常に難しいが、地域の自治会や民生委員・児童員また民間事業者の協力を得て、早期に発見し適切な支援が求められます。更に対象は増加することが考えられるので、より多くの協力民間事業者等の協力が必要となります。</p>	<p>・より多くの民間事業者の協力が得られるように、宅配業者等に主旨説明をし、1人でも多く、孤立死につながりやすい人を見つけ、適切な支援につなげて行きます。</p>	生活支援課	13

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠初期から出産、子育てにわたる様々な相談について、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口としてH27年10月に子ども支援室を開設しました。子ども支援室と保健センターで連携し、母子健康手帳発行時や相談、新生児訪問や地区活動、乳幼児健康診査等を通し、継続支援が必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援しました。	・子ども支援室の相談支援体制は保健師、保育士、臨床(発達)心理士、子育て支援総合コーディネーターを常時配置しており、専門的、多面的に迅速に相談に応じることができるようになりました。また、関係機関相互の連携がスムーズになりました。今後は関係機関とタイムリーに情報共有できる体制づくりを検討していくことが必要です。	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として継続支援が必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援します。関係機関との連携強化を図ると共に、情報共有できるシステムを検討します。	保健センター 子ども支援室	14
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	電話や郵便、ファックスやメール等により各担当部署で受付してきたほか、各課の会議等での場で出された市民からの相談、苦情、要望等をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期の対応が行える体制を整備していきます。	・内容等について、再度検証し、適切な方法について検討しました。	・各課で保有している個人情報の対応については、「個人情報保護法」の関係があり、慎重な対応が求められる。	・データベースを作成の際には、個人情報の取り扱いに十分配慮し、こういった形の検索システムが導入可能ななど、行政管理課をはじめ、関係課と協議し内容の検討をしていきます。	行政管理課 秘書広報課 障がい者支援課 生活支援課	15
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供、体制の拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。  【福祉マップの作成】 障がい者団体連合会が作成した「やさしい街マップ」を参考に最新情報や利用者の意見を反映した改訂版などの更新を図り周知広報に努めます。  【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 総合ポータルサイトの構築には、至っていない状況です。  【福祉マップの作成】 現在「福祉マップ」の作成には至っておりませんが、福祉マップを作成している各市町村の社会福祉協議会より情報収集をいたしました。  【転入者への担当民生委員の紹介】 毎年9月15日号の市報に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員の活動を紹介していますが、新たに転入してきた方については、改めて担当地区の民生委員の紹介は行っていません。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 事業が進んでいない状況ですので、改めて構築に向けた情報収集や研究が必要です。  【福祉マップの作成】 「福祉マップ」を作成するには「福祉協力店制度」の導入が重要であり、同時の事業を進めて行く必要があります。  【転入者への担当民生委員の紹介】 転入者にいつの時点で、担当地区の民生委員名簿を配布できるかの検討が必要です。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 ホームページ所管課をはじめ、関係各課と検討します。  【福祉マップの作成】 引続き、情報を収集し、「福祉協力店」と併せ情報集、検討します。  【転入者への担当民生委員の紹介】 転入者への案内について、転入届を市民課に提出の際、窓口において配布できるか市民課と協議を行います。 また、平成28年12月1日一斉改選を実施しますので、翌年には全戸配布いたします。	生活支援課	16
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が平成27年度より日常生活自立支援事業の実施主体となり市民後見人の育成、市民後見人を活用した法人後見人を実施することを検討していきます。心配ごと相談員運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談ができるよう研修会を開催し資質の向上に努めます。	・野田市市民後見人養成講座の開催を野田市社会福祉協議会に委託しました。  ・障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努め、また、市内にある7か所の相談支援事業所においては、日常生活自立支援事業を含めた基本相談支援が実施しております。  ・野田市社会福祉協議会に対し日常生活自立支援事業実施補助金を交付しました。 交付額：8,385,000円  ・野田市社会福祉協議会において、平成28年度より、新たに法人後見事業を実施するに当たり、利用者は低所得者となることが予想され、報酬は見込めないことから、人件費を中心した事業費の不足額を補助するための検討を行いました。	・市民後見人養成講座を受講した全員(13名)が全課程を修了しました。  ・市内の相談支援事業所は、平成24年3月以前は皆無だったが、平成24年4月に2か所、平成25年度に5か所、平成27年度に7か所と増加し、日常生活自立支援事業を含めた基本相談支援の体制が整いつつあります。  【日常生活自立支援事業】 認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が十分でない方が、地域での自立した生活を送ることができるよう福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援する事業。 ・相談件数：39件 ・契約者数：25人 ・解約者数：3人 ・生活支援員配置状況 現任者数 12人 登録者数 11人  ・研修会 実施日 平成28年3月10日(木) 内 容 「決して早くない終活の準備」	【平成28年度取組予定】 ・野田市市民後見人養成講座を受講し、その全課程を修了した方を対象に市民後見人養成講座フォローアップ研修を実施する予定です。  ・介護者たる保護者が亡くなったり、高齢になる事で、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)のニーズが高まることが想定され、継続して普及活動に努めます。  ・野田市社会福祉協議会に対し日常生活自立支援事業実施補助金を交付します。 交付額：8,385,000円  ・野田市社会福祉協議会が平成29年1月から実施する法人後見事業の実施について補助金を交付します。 交付予定額：1,898,000円	障がい者支援課 高齢者支援課 生活支援課 社会福祉協議会	17

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(2) 苦情解決処理システムの利用の促進	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情池付け担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	・苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出し、市報に掲載し周知いたしました。また、障がい児・者や高齢者等の施設内の見やすいところに掲示するなど、広く周知し広報・啓発に努めました。 なお、具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしています。 H27年度の申出実績はございませんでした。	苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、各関係機関に周知し広報・啓発に努めましたが、福祉情報に関するポータルサイトの構築と併せ、制度や事業の周知に努め利用の促進を図る必要があります。	・今後も、引き続き苦情解決システムについて、積極的な周知を図るよう指導し、円滑な利用を支援すると共に、福祉情報に関するポータルサイトの構築を計画し、併せて制度や事業の周知に努め利用の促進を図ります。	生活支援課	18
	(3) 地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行います。	・要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延10,167人。うち介護予防・日常生活支援総合事業(平成28年3月から実施)の実施人数は23人 ・総合相談・支援の人数は、延8,727人 うち、虐待等権利擁護に関する人数は、延948人 ・介護支援専門員への後方支援については、延855人に対し実施しました。	介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見・対応をする上で、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。	今後も、引き続き関係機関と連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。	介護保険課	19
生活困窮者の自立促進	(1) 日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び住居継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。 今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。 また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	住居確保給付金では、1人の受給者に対し、パーソナルサポートセンター職員による、ハローワークへの寄り添い型支援の実施により、常用収入の得られる職業につき、自立につながりました。  支給人数:1人 延べ支給月:3か月	住居確保給付金の支援を受けながら、就労支援を実施していた1人については、就労による自立を達成しました。 今後も当該事業の受給者については、常用収入が得られる職業につけるよう、ハローワークとの連携をさらに強化していくことが重要と考えます。	当該事業を実施する上で、受給者の支援については、パーソナルサポートセンター職員とハローワークが、さらに連携を強化することにより、就労支援を強化し、常用収入による自立に結び付ける支援を引き続き積極的に実施します。	生活支援課	20
	(2) 自立に向けた支援	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り個別的、継続的、包括的な支援を実施し、支援対象者の掘り起しと就労その他の自立に向けた支援を行います。	・野田市パーソナルサポートセンター <開設日> 毎週 月～金(午前9時～午後5時)  <利用状況等> 相談者数 890人 (新規相談者数272人・継続相談者数618人)  相談対応数 電話1,168・面談975・訪問、同行240・他機関協議710)  支援調整会議11回開催65ケースを検討 就労支援による就労自立者32人	・年々増加する相談者に対し、毎月定期的に支援調整会議を実施し、検討ケース数も前年度の5倍(前年度13ケース検討)に増やし対応しました。しかしながら、心の悩みを持った方などからの相談が増加し、対応の難しさや多くの時間を費やすケースが増加し、長期に渡る支援が必要となってきております。	自立相談支援事業の実施により、経済的な問題のみならず、社会的な孤立、家族関係をめぐる問題などが複雑に絡んで、当事者の力だけでは解決できない問題を抱えた方などの相談を受け止め、その問題を正確に把握した上で、当事者のニーズに合わせ、オーダーメイドで支援策を立て、相談者に同行しながらサポートする寄り添い型の支援を積極的に継続し、最終的に就労と自立に結び付けよう努めます。 支援調整会議については、可能な限り多くのケースを検討することにより、より多くの相談者に対して、ニーズに合った支援策を導き出せるよう実施してまいります。	生活支援課	21

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況

野田市地域福祉計画審議会資料  
平成28年10月28日(金)

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(3)学習支援事業	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の任意事業である「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施します。	<p>・子どもの将来のために、学校の授業の他にも学習させたいが、経済的な理由により学校以外に学習の機会が少ない家庭や病気などの理由で失業・休業中の家庭などの市内在住の中学1年生から中学3年生までを対象とし、英語と数学の無料学習支援「ステップアップセミナー」を開催しました。</p> <p>【開催期間】 平成27年5月25日(月)～平成28年3月25日(金)までの学校の授業終了後、平日に週1回実施しました。 (季節により開始時間を設定)。全42回</p> <p>【開催場所】 (月)中央公民館、(火)二川公民館、(水)木間ヶ瀬公民館、(木)南コミュニティ会館、(金)北コミュニティ会館、関宿公民館(申込者がいなかったため未開講) 計5会場</p> <p>受講者数52名 全体の最終的な出席率66.3% 月々の皆勤者述べ人数221人</p>	<p>・昨年に比べ参加者は増加しているが、途中で辞退を申し出る生徒が多く見受けられました。また、参加率も開始当初は80%を超えていましたが、徐々に低下し、高校受験後には60%台まで低下してしまいました。</p> <p>今後この事業を発展的に展開していくためには、参加者の増加と出席率の向上、維持が課題と考えます。</p>	<p>【平成28年度取組予定】 ・対象学年はそのままに、参加出来る対象生徒の幅を広げて、より多くの生徒に支援を提供してまいります。</p> <p>また、切れ目のない支援を実施するため4月4日(月)から実施してまいります。</p> <p>【開催期間】 平成28年4月4日(月)～平成29年3月31日(金)までの学校の授業終了後。(季節により開始時間を設定)。全50回</p> <p>【開催場所】 (月)中央公民館、(火)二川公民館、(水)木間ヶ瀬公民館、(木)南コミュニティ会館、(金)北コミュニティ会館、関宿公民館 計6会場</p> <p>受講者数100人を見込む</p> <p>今後、対象者について、困窮者の枠にとらわれることなく、小学生を含めた希望者全員に拡大していくことを検討しています。</p>	生活支援課	22
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	<p>・パーソナルサポートセンターやのだネット、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター等、各事業において個々の情報共有は図ってまいりました。</p>	<p>・各事業ごとの個々のネットワークは図ってきましたが、全体的な地域包括するネットワークが構築されていない現状です。</p>	<p>・全体的な地域包括するネットワークの構築に向けて、先進市を洗い出し、早期に情報収集を実施するとともにどのような形での地域支援ネットワークがより効果的か検討してまいります。</p>	生活支援課	23
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、交通バリアフリー専門部会の意見を踏まえ進めてまいります。	<p>・16路線のパトロールを行い、段差の解消、標識・看板などの据えつけ状況の点検などを行い、補修・改修に努めました。</p> <p>関宿公民館(1)、北部中(2)、清水台小(2)、山崎小(2)、いちいのホール(2)、尾崎小(2)、二中(2)、南部中(2)</p> <p>平成25年度よりパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、パトロールの対象となる路線は、全体で160路線となります。その中で平成25年度から平成27年度までの3年間で実施する路線は48路線となっており、平成27年度は、16路線を実施いたしました。</p> <p>・16路線のパトロールの結果指摘箇所数は市分55か所、国・県分57か所、警察等18か所、その他29か所の合計159か所です。市分55箇所、指摘箇所は工事等により改修いたしました。</p> <p>・公共施設のバリアフリー化について、障がい者や高齢者の方を対象に修繕か所等の要望調査を実施し、要望調査結果については交通バリアフリー法専門部会で検討し、決定いたしました。</p>	<p>・平成34年度には、公共施設半径1,000m以内とする160路線が完了するため、福祉のまちづくりパトロールについて再検討する必要があります。</p> <p>・要望結果により望まれているバリアフリー化の状況を把握することができました。</p> <p>・公共施設バリアフリーについては、平成28年度実施計画に位置付けられ、計画的に実施できるようになりました。</p>	<p>・平成28年度より3か年間の新しい路線が決定しており、その計画に沿って、公共施設関係1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図ります。なお、国や県に対しても修繕の依頼をしていきます。</p> <p>・公共施設バリアフリーについては、実施計画に基づき、毎年度、交通バリアフリー法専門部会の意見を聴いて、計画的に実施してまいります。</p>	生活支援課 営繕課	24

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成27年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(2)ソフト面のバリアフリー化	<p>【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校地域での心のバリアフリーを推進していきます。</p> <p>【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等との事前の情報共有等を図り、災害時における効果的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。</p>	<p>【心のバリアフリーの推進】 ・障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進しました。 ・第40回おひさまといっしょに 場所：関宿総合公園体育館 開催日：平成27年6月20日(土) 参加校：岩木小、木間ヶ瀬中 ・第19回福祉のまちづくりフェスティバル ボランティア参加 南部中学校 ・福祉のまちづくり講座 テーマ：認知症に関すること、バリアフリーに関することなど(全6回) 会場：東部公民館(3回)116名参加 関宿公民館(3回)100名参加 認知症予防の心得や障がいのある人が生き生きと暮らせる街づくりのための講座を開催しました。 ・平成28年度から野田市総合計画において、障がい者が地域の中で普通の生活が送れ、可能な限り自立し社会参加できるよう地域で支え合う「心のバリアフリー」の実現を目指すこととしました。 ・野田市障がい者基本計画において、障がい者に対する社会全体の理解を促進すべく「心のバリアフリー」を更に促進することが重要であるとしております。</p> <p>&lt;障害者差別解消法への対応&gt; ・平成28年4月から施行される障害者差別解消法にに合わせて、3月1日号、3月15日号の市報に障害者差別解消法の施行を周知しました。また、ホームページについても、3月3日に障害者差別解消法の周知を掲載しました。 ・3月24日に講師を内閣府アドバイザーとして、対象者を市の管理職職員、指定管理者の長、小中学校長として、障害者差別解消法の施行に伴う研修会を実施しました。</p>	<p>【心のバリアフリーの推進】 ・各行事に参加することで障がい者への正しい理解と認識を持つことができるようになってきているため、市内小中学校が参加できるよう計画的に進めていく必要があります。</p> <p>&lt;障害者差別解消法への対応&gt; ・市職員の対応要領について、「心のバリアフリー」を基本理念とし、特に合理的配慮の提供について場面場面での事例をわかりやすく示し、職員が理解して取り組める形にまとめていきます。 ・障害者差別解消支援地域協議会については、法施行に合わせた立ち上げができませんでした。</p>	<p>【心のバリアフリーの推進】 ・引き続き、障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進します。 ・第41回おひさまといっしょに 場所：関宿総合公園体育館 開催日：平成28年6月18日(土) 参加校：二川小、二川中 ・第20回福祉のまちづくりフェスティバル ボランティア参加 第一中学校 ・福祉のまちづくり講座 ①パラリンピック、障がい者スポーツ等について 会 場：南部梅郷公民館 ②地域支援や、自立支援と家族等について 会 場：二川公民館</p> <p>第26回サンスマイル 場所：野田市文化会館 開催日：平成28年7月26日(火) 参加校：市内小中学校特別支援学級、東部小、福一小、尾崎小</p> <p>&lt;障害者差別解消法への対応&gt; ・市職員に差別解消法への対応を周知徹底するため、職員対応要領を基に全職員研修を実施します。 ・民間事業者においても、努力義務ではあっても合理的配慮の提供をきちんとした形で実施していただくため、市職員対応要領を基に説明会を実施していきます。 ・障害者差別解消法支援地域協議会について、多様化する障がい者施策に対応し、関係機関との連携を強化するために、早急に設置します。</p>	生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課	25
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立上げ支援について検討しています。これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。今後とも、国、県等の動向を注視するなど、引き続き情報収集を行います。	・これまで事業の進捗はありませんが、資料を整理し、経済産業省関東経済産業局等より、「コミュニティビジネス事例集2015」等の情報集を行いました。	・情報収集を続けると共に、地域的な課題の把握及び整理から、課題を解決するための施策の検討が必要です。	・今後とも、国、県等の動向を注視し、経済産業省関東経済産業局等より、「コミュニティビジネス事例集2016」等の情報集を行い、調査研究するとともに、地域的な課題の把握及び整理を行い、課題を解決するために必要なものは何か、どのような支援を市ができるのかなどを研究していきます。	生活支援課	26
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	・前計画期間中には「福祉協力店制度」の実施には至っていませんが、「福祉協力店制度」を実施している、全国市町村の社会福祉協議会からの情報収集を行いました。	・どこまでのサービスが「福祉協力店」とするかなど、各市により違いがあるが、定期的な利用することで地域での見守りにも繋がりが「孤立死」対策としても有効です。	・障がい者団体連絡会の「やさしい街マップ」の作成過程において、コンビニや商店等に協力いただいた情報を参考にしながら制度の在り方などについて、引き続き、情報収集を行い調査研究していきます。	生活支援課	27